

5 遺品の処分

収集資源センター（南江守町 2-1）
TEL:35-0052 FAX:35-0813

遺品を整理し、処分される場合は、種別ごとに各施設に直接お持ち込みいただくことができます。粗大ごみとなる場合は、戸別収集をお申込みいただくこともできます。持ち込み、戸別収集は、いずれも費用がかかります。

また、市では処理できないごみもあります。詳しくはお問合せください。

〈ごみの持ち込み先一覧〉 ※ごみの種類や住んでいる地区によって持ち込める施設が異なります。

施設名 P.22に案内図	収集資源センター (南江守町 2-1)	福井市 クリーンセンター (寮町 50-41)	広域圏 清掃センター (あわら市笹岡 33-3-1)	鯖江 クリーンセンター (鯖江市西番町 15-11)
電話	35-0052	53-8999	74-1314	0778-51-2310
持込が できる地区	市内全地区		福井地区・美山地区	越廼地区・清水地区
受入日時	平日、第2日曜（祝日を除く） 8時30分～12時、13時～17時		平日、第2・4日曜 （祝日を除く） 8時30分～17時	平日、第2日曜 （祝日を除く） 8時30分～17時
燃やせる ごみ	×	○ (平日のみ)	×	○
燃やせない ごみ	×	×	○ (平日のみ)	○
燃やせる 粗大ごみ※1	○	○	○	○
燃やせない 粗大ごみ※2	○	×	○	○
注意事項	事業所のごみは持ち込めません。	プラスチック類は持ち込めません。第2日曜は粗大ごみのみ受け入れます。	中身が確認できる状態で持ち込んでください。	福井市指定ごみ袋または中身の見える透明・半透明の袋を使用してください。第2日曜は家庭系粗大ごみのみ受け入れます。

※1 燃やせる粗大ごみの例

木製の家具・寝具類（スプリング入りマットレスは燃やせない粗大ごみ）、じゅうたん、カーペット、布団、毛布、座布団など。

※2 燃やせない粗大ごみの例

大型家電類（掃除機、電子レンジ、ガス釜、ステレオ、電気カーペットなど）、スポーツ用具・子供遊具類（スキー板、スノーボード、ゴルフクラブ、三輪車、ベビーカーなど）、大型プラ製品、その他（自転車、ストーブ、スプリング入りマットレス・ソファ、スチールパイプベッドなど）。

i 粗大ごみの戸別収集（回収日は平日のみ）

粗大ごみをご自身で処理施設へ持ち込めない場合は、有料で戸別収集の申込みを受け付けています。収集資源センター（TEL:35-0052）へご連絡ください。

- ・収集点数は、1回につき5点までに限ります。
- ・年末年始など混雑が予想される時期は、お早め（1か月程度前）にご予約願います。

⚠ 市では処理できない粗大ごみ

次の粗大ごみは、前ページの施設では受け入れられません。詳しくは、下記連絡先または収集資源センター（TEL:35-0052）へお問合せください。

家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）

手続き方法① 購入店や買い替え店に依頼する

手続き方法② 収集運搬業者に依頼する

※許可業者については、収集資源センターにお尋ねください。

手続き方法③ 郵便局でリサイクル費用を振込後、リサイクル券を受け取り、リサイクル券とともに製品を指定場所へ持ち込む

〈リサイクル券の標準的な料金(振込手数料を除く)〉令和3年4月時点

種 別	金額(税込)
エアコン(壁掛け形・床置形・ウインド形)	990円
テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)	16型以上 2,970円 15型以下 1,870円
冷蔵庫・冷凍庫	171ℓ以上 4,730円 170ℓ以下 3,740円
洗濯機・衣類乾燥機	2,530円

※一部メーカーは料金が異なります。

※別途振込手数料がかかります。

パソコン

手続き方法

パソコンメーカーに直接お申込みください。

自作のもの、倒産したメーカーのもの、輸入販売のものなど、回収するメーカーがない場合は、パソコン3R推進協会(TEL:03-5282-7685)にお問合せください。

排出禁止物（廃油、廃塗料、自動車、グランドピアノ、オートバイ、農機具、土砂、瓦、ブロック、コンクリート、金庫、危険物及び爆発のおそれのあるもの、農薬、毒薬、ガスボンベ、消火器、バッテリー、火薬、シンナー、医療廃棄物、産業廃棄物、ドラム缶など）

手続き方法

詳しくは、収集資源センターにお問合せください。

6 お住まいになられていた家が空き家になったとき

住宅政策課（市役所本館4階）

TEL:20-5571

福井市では空き家を有効に活用し、定住促進を図るために福井市空き家情報バンクを開設しています。空き家を売りたい方・貸したい方の空き家情報を、空き家を活用したい人に紹介する制度です。

空き家情報バンクへの登録をご検討される方は、住宅政策課へご相談ください。

なお、登録申込書等はホームページにも掲載しています。

<https://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/jutaku/akiyataisaku/p003410.html>

⚠ ご注意ください

- ・管理が不十分な空き家等の場合、法律や条例に基づき、市が建物の修繕や樹木の剪定等について指導する場合があります。
- ・近隣住民や周辺環境に配慮した適正な管理をお願いします。